Ⅴ　町会が活用できる主な助成制度について

市には，町会が行う活動に対して，様々な補助金や交付金制度が用意されています。これらの制度を上手に活用し，活動をより充実したものにしましょう。

なお，本マニュアルに記載されている内容は令和７年度時点の情報となりますので，詳細については，各年度の助成制度の案内文や要綱などでご確認ください。

１　主な助成制度について（令和７年度時点）

（１）主な助成制度一覧

町会が活用できる主な助成制度には，次のようなものがあります。

名称	内容	ページ
町会交付金	町会の自主的な活動を促進するために交付します。	P. 45
地域安全安心促進交付金	青色回転灯装備車による町会の自主防犯パトロールを促進するために交付します。	P. 47
町会会館建設費等補助金	町会活動の拠点となる町会館の整備費の一部を補助します。	P. 49
町会備品設備整備費補助金	町会活動に必要な備品設備の整備費の一部を補助します。	P. 50
街路灯設置費等補助金	夜間の交通安全，犯罪の防止および美観の保持を図るほか，老朽化等により不要になった街路灯を撤去し，通行人の安全確保を図るため，街路灯の設置費等の一部を補助します。	P. 52
街路灯電灯料補助金	夜間の交通安全，犯罪の防止および美観の保持を図るため，街路灯の電灯料の一部を補助します。	P. 57

（2）市へ書類を提出するタイミング

助成制度の案内など，様々な書類が市から送付されます。送付された文書をよく読み，必要な書類を提出しましょう。

主な助成制度についての，１年間のスケジュールは次のとおりです。

	町会交付金	地域安全安心促進交付金	町会会館建設費等補助金	町会備品設備整備費補助金	街路灯設置費等補助金	街路灯電灯料補助金
４月	●前年度の実績報告 ●加入世帯数(4/1)の申告	●前年度の実績報告 ●車両所有状況(4/1)の申告		申請受付開始（４／１～）		
５月	●申請		申請受付開始（総会議決後～）			
６月		●申請				
７月			●今後３年間の事業計画調査			
８月						
９月			●来年度の事業計画	●来年度の事業計画	●来年度の事業計画	●申請（前期）
10月						
11月						
12月						
１月						
２月						
３月						●申請（後期）

２　助成制度の詳細について

（１）交付金（町会交付金・地域安全安心促進交付金）

この２つは，決められた基準により算定された金額を交付金として交付します。

制度概要

町会 交付金

町会の自主的な活動を促進するために交付します。

※　手続きの流れについてはP.48

〈算定基準〉

世帯割と組織割の合計（基準日　交付年度の４月１日）

（参考）世帯割と組織割の計算

- 世帯割･･･500円×世帯数　※世帯数の算定方法は，次のコラム⑭へ
- 組織割･･･一律　120,000円

※　合併特例

特例として，町会の合併が行われた日から５年が経過する日まで，合併前の町会数分の組織割（１２０，０００円）を交付します。

なお，５年を経過した日以降は，１町会分の組織割の交付となります。

《合併特例の例》

A町会とB町会が令和８年４月１日に合併した場合

【組織割】

A町会分 120,000円	＋	B町会分 120,000円	＝	計240,000円

※令和８年度から令和１２年度までの５年間交付します。

（コラム⑬）町会交付金は何に使えるの？

町会交付金は，明るく住みよい地域社会の実現および住民福祉の増進を図るため，町会の自主的な活動を促進することを目的として交付されております。

具体的には，子どもや高齢者を対象とした住民福祉活動，街路灯の維持管理，防火防犯パトロール，清掃活動などの環境美化，住民同士の親睦などの活動が想定され，こういった活動を実施する上で必要なものについては使用できます。

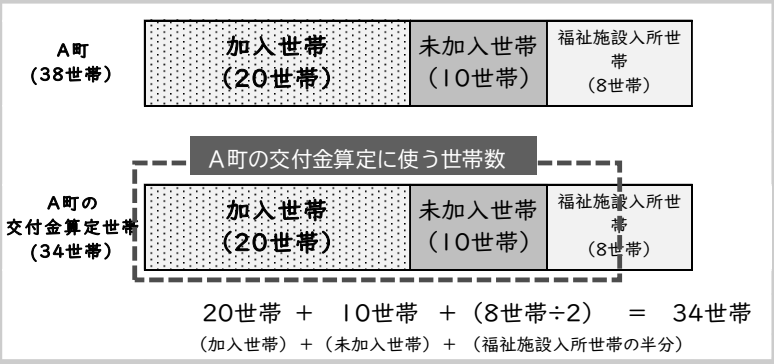
しかし，こういった活動の名目であっても，例えば，事業終了後の懇親会や反省会等での飲食，慰安的な旅行，共同募金，慶弔費，交際費などに町会交付金を使用することは適当ではないと考えます。

町会交付金は，元々税金であるという意識を持ち，町会交付金に適しない事業は，会費や貸館収入等でまかなうようにしましょう。

（コラム⑭）どのように世帯数を算定しているの？

基準となる世帯数は，町会に加入している世帯ではなく，町に住んでいる世帯から，福祉施設入所世帯の半数などを引いて算定しています。

イメージ



実際の算定方法はもう少し複雑なので，詳しくは市へお問い合わせください。

地域安全安心促進交付金

青色回転灯装備車による町会の自主防犯パトロールを促進するために交付します。（通称：青パト）

※　手続きの流れについては P.48

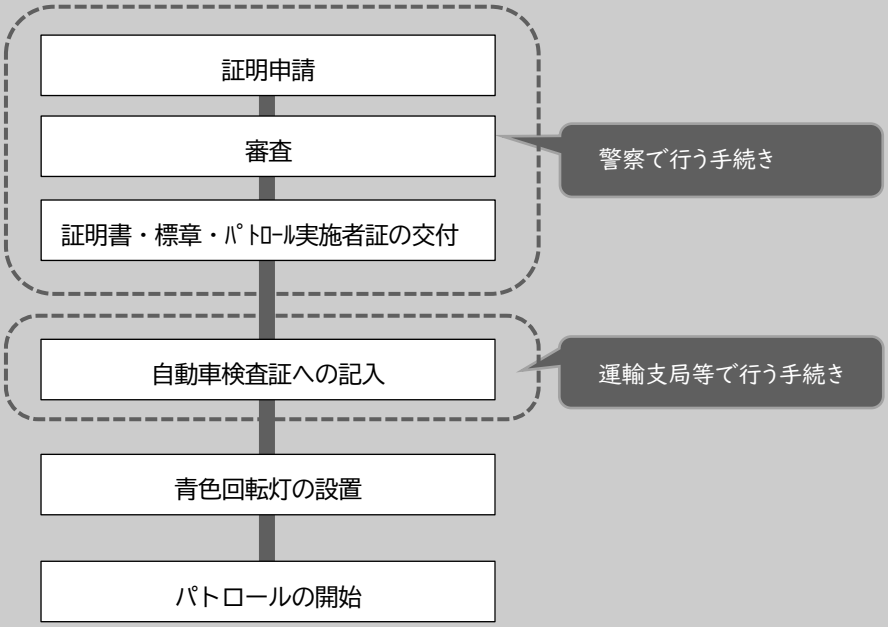
〈算定基準〉

青色回転灯装備車１台につき 20,000 円（基準日　交付年度の４月１日）

（コラム⑮）青色回転灯装備車によるパトロールをはじめるには？

青色回転灯を装備するためには，警察や運輸支局等における手続きが必要になります。

①証明申請の手続き



②青色防犯パトロール講習

○パトロール実施者になる場合は，青色防犯パトロール講習の受講が必要です。

○受講後，おおむね３年を経過するまでの間に，再度受講が必要となります。

③申請に関するお問い合わせ先

○函館方面函館中央警察署　　☎０１３８－５４－０１１０

○函館方面函館西警察署　　☎０１３８－４２－０１１０

手続きの流れと留意点

交付年度（４月～７月）　□・・・町会　⊏⊐・・・市

金額算定のための資料提出

算定に必要な資料を市に提出します。

算定

町会から提出された資料をもとに，市が交付金額を算定します。

交付申請

必要書類を用意して，市に申請を行います。

★市から送付される申請書には，手続き簡素化を図るため，あらかじめ算定された金額が印字されています。
　印字の内容を確認したうえで，必要な事項を記入しましょう。

指令書送付

交付の決定がされれば，市から交付金の条件などが記載されている「指令書」が送付されます。

★交付の条件には，目的や交付予定期日，交付額のほか，指令書全文を記載した請書を提出することなどが含まれています。

請書提出（交付金の請求）

「指令書」と一緒に送付される「請書」を市に提出します。

★請書には，手続き簡素化を図るため，あらかじめ必要事項が記載されているので，内容を確認したら提出日を記入し，市に提出します。
　これが，交付金の請求行為となります。

交付金交付

翌年度（４月末日まで）

実績報告

１年間の活動実績について，必要書類を用意して，市に提出します。

（２）事前に事業計画の提出が必要な補助金
（町会会館建設費等・町会備品設備整備費・街路灯設置費等補助金）

この３つの補助金は，原則前年度に事業計画を提出した町会に対し交付するものです。

制度概要

町会会館建設費等補助金

町会活動の拠点となる町会館の整備費の一部を補助します。

※　手続きの流れについては P.54

〈補助の対象〉

・新築または買収･･･会館の延べ床面積が 100 ㎡以上

・改築など･･･････改築などに要する経費が 50 万円以上

（参考）改築事例

● 屋根，外壁等の張替や塗装	● 会館内の照明のＬＥＤ化
● 畳のフローリング化	● トイレ水洗化　　など

・解体･･･････････町会合併や複数町会での共同運営により不要となった場合

〈補助金の額〉

・補助率　50％

・上限額　1,000 万円

※　高齢者などに配慮した設備を整備する場合（自動ドアや障がい者用便所など）は，上限額が 1,100 万円まで引き上げ

〈申請の年数制限〉

・事業の翌年度から５年間は，同じ箇所の工事に対し，補助金を申請できません。

町会備品設備整備費補助金

町会活動に必要な備品設備の整備費の一部を補助します。

※　手続きの流れについては P.54

〈補助の対象〉

・コミュニティ活動に直接必要な備品などの整備

（参考）購入例

- 地域のお祭り用具･･･太鼓，御輿，カラオケ，テント，音響など
- 集会所の備品･･･エアコン，ストーブ，簡易物置など
- 地域の美化，清掃等器具･･･手押し式の草刈機･除雪機など
- 広報，情報発信活動･･･掲示板，パソコンなど
- 防災目的の備品･･･発電機など
- ＡＥＤ（自動体外式除細動器）
- 防犯活動目的の備品･･･パトロール時のユニフォームなど

（参考）対象外の例

- 建築物（基礎工事の伴わない簡易物置は対象）
- 中古品の購入
- 既存設備等の修理，修繕
- 乗用式の車両や車両に搭載する目的の備品，自転車（手押し式の草刈機･除雪機などは対象）
- 娯楽性の高いものや営利目的のもの
- 建物と実質一体とみなせるもの
 （トイレ，畳，カーペット，襖，
 アコーディオンカーテン，
 太陽光パネル，埋込式のエアコンなど）
- 銃，刀剣類
- 世帯内に設置されるもの
- 特定の宗教団体，宗教施設の名称が入ったお祭り用備品（太鼓，提灯，幟，法被など）
- 地域性のない楽器類（軽音楽器，ピアノなど）
- 動力の付いた屋台，山車など
- 防犯カメラ
- ＰＣアプリケーションソフト
 （パソコンと一体となっているものは対象）
- 一般調理器具（食器，包丁，箸など）
- 医薬品

※　この助成事業は，（一財）自治総合センターが行っている一般コミュニティ助成事業を補填する形で平成２７年度から創設した補助金であるので，対象については同事業にならっています。
（一般コミュニティ助成事業については，P.59 参照）

※　町会館のＷｉ－Ｆｉ設備整備に関する事業を実施する場合，令和５年度～９年度までの５年間に限り，補助率や限度額に特例を設けています。

（参考）補助の対象になるもの

- ルーター等のＷｉ－Ｆｉ機器
- 設置工事費
- 回線引き込み工事費　など

（参考）補助の対象にならないもの

- 回線使用料等（ランニングコスト）
- プロバイダー利用料
- ＩＰ電話　など

〈補助金の額〉

・補助率　50％

・上限額　50 万円　　下限額　５万円

※　Ｗｉ－Ｆｉ設備整備に関する事業の場合

・補助率　100％

・上限額　30 万円　下限額　２万円

〈申請の年数制限〉

・事業の翌年度から２年間は，補助金を申請できません。

※　Ｗｉ－Ｆｉ設備整備に関する事業の場合

・３年間の再補助制限なし

（コラム⑯）「備品」とはどのようなもの？

１品目１万円以上のもの。

ただし，同じ備品を複数個購入し，１万円を超える場合も対象となります。

（例）4,000 円の椅子を3脚（12,000 円）

街路灯設置費等補助金

夜間の交通安全，犯罪の防止および美観の保持を図るほか，老朽化等により不要になった街路灯を撤去し，通行人の安全確保を図るため，街路灯の設置費等の一部を補助します。

※　手続きの流れについてはP.54

〈補助の対象〉

・ＬＥＤ街路灯の設置に係る工事

・灯柱の撤去に係る工事

〈補助金の額〉

区分		説明	補助率	補助限度額
ＬＥＤ街路灯	灯柱含む工事	ＬＥＤ街路灯と灯柱を合わせて新設するまたは取替する場合	85%	108,000円/灯
	灯具のみ工事	ＬＥＤ街路灯のみ新設するまたは取替する場合		39,000円/灯
	灯柱のみ工事	既にＬＥＤ街路灯が設置されており，灯柱のみ取替する場合		83,000円/灯
	灯具移設工事	既設のＬＥＤ灯具を，他の電柱等に移設する場合		21,000円/灯
灯柱撤去工事		街路灯専用の灯柱を撤去する場合(取替時に生じる撤去は除く)	50%	30,000円/灯

※　ＬＥＤ街路灯の新たな灯柱の新設を伴う工事を行う場合は，事前に道路管理者からの占用許可をとりましょう。

〈申請の年数制限〉

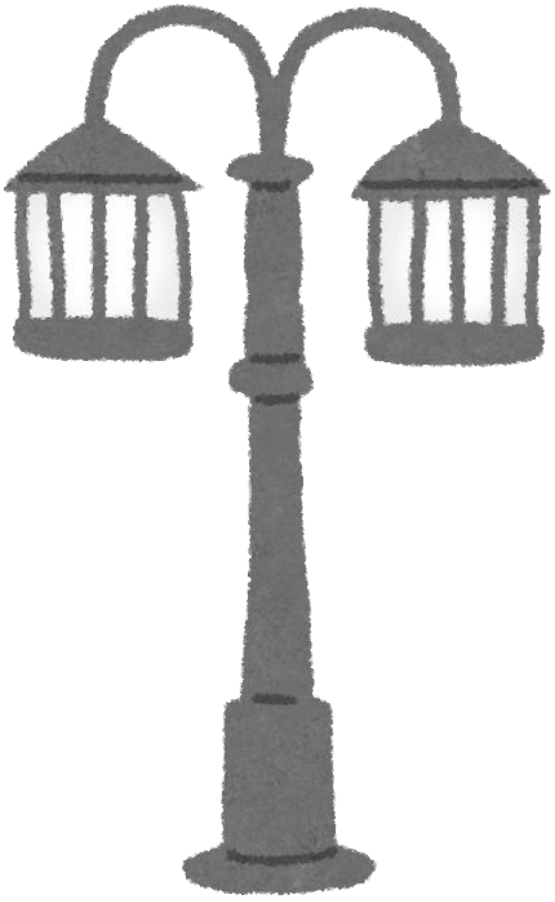
・特にありません。

（コラム⑰）LED 街路灯の工事をしたら，契約も変えましょう

せっかく水銀灯から LED 街路灯へ取替工事を行ったのに，電力会社との契約をそのままにしてはいませんか？

契約を変更しなければ，電灯料は以前の水銀灯のままです。

工事が終わったら，①「現地に街路灯がついているか」②「契約が最新の状態に更新されているか」を必ず確認しましょう。



手続きの流れと留意点

前年度（９月頃～３月）　□・・・町会　⌐¬・・・市

事業計画

９月頃

前年度に事業計画を提出し，行いたい事業分の補助金を確保します。

★事前に会員の意見を集計したり役員同士でよく話し合い，計画をたてましょう。

予算議決

３月上旬

補助金の申請案内

３月下旬

事業年度（４月１日～３月 31 日）　□・・・町会　⌐¬・・・市

交付申請

必要書類を用意して市に申請を行います。

★どの補助金もそうですが，特に，会館は金額も大きくなるので，必ず総会で承認を得てから申請しましょう。

★申請をせず事業に着手してしまうと，補助金の対象外となってしまうので，必ず申請をしましょう。

交付決定

市で申請内容を審査し，適切であれば，「交付決定通知書」が送付されます。

★この通知が届いたら，事業に着手しても良いというサインです。

事業着手

申請した内容に沿って事業に着手します。

★申請した内容に対し交付決定がされているので，その内容に変更が生じた場合は，すぐに市へ連絡しましょう。

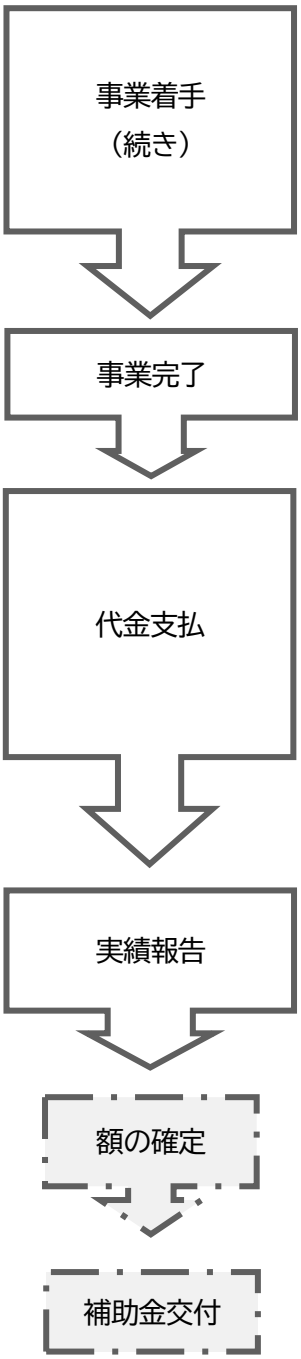
（参考）内容が変更する例

＊　代表者

＊　完了日が延長され，申請した日にちまでに事業費の支払いが間に合わない

＊　事業内容や金額が変わった　　など

※　事業費全体の金額が変わってしまった時は，補助金額への影響の有無に関係なく，すぐに市へ連絡しましょう。



★会館を改築する際など，金額が大きい事業の場合は，着手金を請求される場合があります。
　交付決定通知書が届いた後であれば，着手金を支払うことは問題ありませんが，その際は，着手金の分と，完成後に支払った分の領収書をそれぞれもらうのを忘れないようにしましょう。
※　完了前に全額支払うことはしないでください。

事業完了後，町会から業者へ，請求された代金を支払います。

★領収書をもらいましょう。但し書きには，なるべく具体的に内容がわかるよう記載しましょう。（詳細はP.23）

★振込手数料は金融機関の手数料のため，補助金の対象にはなりません。補助金を活用するときは，事業費と振込手数料は別物と考えましょう。

必要書類を用意して，市に報告します。

★申請した内容のとおり事業を実施したことを証明するために報告します。

実績報告の内容を市が審査し，適切であれば，「額の確定通知書」が送付されます。

以上のように，補助金は「後払い」が基本です。

しかし，財政状況などにより代金を支払う前に補助金を「前払い」する制度（概算払といいます）もあります。

これは，交付申請のタイミングで選択できるので，あらかじめ町会内でどちらを選択するか決めておきましょう。

（コラム⑱）前年度に計画していないのに，補助金が必要になったら？

補助金のルールとしては，突発的な原因により，円滑な町会活動に支障が生じる場合，前年に事業計画の提出がなくても，補助金を活用することができます。

しかしながら，緊急であればどんな時でも補助金が利用できるわけではなく，市の予算の執行状況といった財政的な観点より，活用の必要性について協議しなければなりません。

活用できる事例としては，災害等による会館の損壊や経年劣化等により街路灯の倒壊が明らかであるといった場合で，住民への危険性やすぐに措置をしなければ更なる被害が拡大し費用が多額になる場合など，町会活動に致命的な支障が生じるといった理由が必要となります。

近年は，技術革新により，大幅な軽量化や省エネ化がなされたものがあるほか，日頃の点検やメンテナンスにより，耐用年数を伸ばすことで，トータル的な費用を節税することも可能な場合があります。

補助金の計画提出時期には，みなさんでよく話し合い会館の修繕や備品の更新のための計画書を事前に提出しましょう。

※ 市に相談しないで行った工事や整備は，補助金の対象になりませんので，ご注意ください。

～計画的なメンテナンスや交換が必要な例～

・会館の屋根，外壁などの定期的な塗装や修繕

・LED 街路灯の交換（交換時期の目安10～13年程度）

・パソコンやストーブなどの対応年数による交換

（３）事前に事業計画の提出が不要な補助金（街路灯電灯料補助金）

この補助金は，前年度に事業計画を出す必要はなく，町会が先に経費を支払い，かかった経費を，６か月ごとにまとめて申請します。

制度概要

街路灯電灯料補助金

夜間の交通安全，犯罪の防止および美観の保持を図るため，街路灯の電灯料の一部を補助します。

※　手続きの流れについては P.58

〈補助の対象〉

・公衆街路灯の電灯料

（参考）対象外の例

● 公衆街路灯以外の電灯料
　・・・マンション共用部の電灯料や，イルミネーションなど

〈補助金の額〉

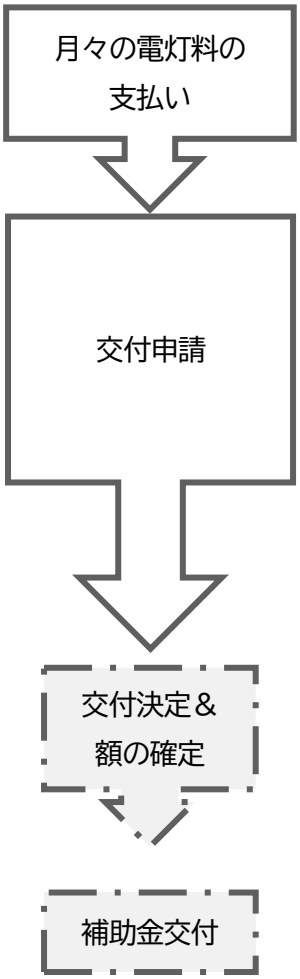
・補助率　80％

〈申請の区分〉

・前期　　３月～８月分として支払った電灯料
・後期　　９月～翌年２月分として支払った電灯料

手続きの流れと留意点

事業年度　　□・・・町会　　⌐ ¬・・・市



電力会社から電灯料の請求が来たら，町会が支払います。

★毎月の領収書は，申請時に添付する必要があるので，捨てずに保管しておきましょう。

前期　9～10月　／　後期　3月

必要書類を用意して市に申請を行います。

★手続きの簡素化を図るため，市では，H24から北海道電力の電気料金請求内訳データ提供サービスを活用し，各町会の月々の電気料金を事前に把握しているので，市から送付される申請書には補助金額があらかじめ印字されています。

★申請書には金額が印字されていますが，支払いを証明するために，申請時には毎月の領収書を添付する必要があります。

市から「交付決定および額の確定通知書」が送付されます。

（4）コミュニティ助成事業

この助成事業は，「（一財）自治総合センター」が，宝くじの社会貢献広報事業として，宝くじの受託事業収入を財源として実施している助成事業です（函館市の制度ではありません）。

ただし，**この助成は，財源が限られており，申請すれば必ず助成が受けられるものではなく，一定の基準などもあります**ので，ご留意願います。

詳しくは，市から送付される通知にて確認してください。

（参考）コミュニティ助成事業の主な区分

●一般コミュニティ助成事業

・・・コミュニティ活動に直接必要な設備など（建築物，消耗品は除く）の整備

助成額　100 万円から 250 万円まで（10 万円単位で助成）

※　活用を希望する町会の中から，抽選で２町会を選出します。

（市からの申請案内は，例年８月頃です）

●コミュニティセンター助成事業

・・・　建物全体をコミュニティセンター（会館）としての用途で使用するもので，主に新築を対象とする。

助成額　事業費の５分の３以内。上限は 2,000 万円。

助成要件　・認可地縁団体名義での建物の所有権保存登記が可能であること。

・抵当権などの権利関係が付着していないこと。